

「保健所を守る大阪市民の会」との協議等議事録（要旨）

健康局

1 日 時 令和6年10月29日（火）15時15分から17時15分まで

2 場 所 市役所地下1階 第1 共通会議室

3 団 体 名 保健所を守る大阪市民の会

4 協議等の趣旨 大阪関西万博における公衆衛生に関わる要請書

5 出 席 者

（団体側）

10人

（本 市）

健康局 6人 万博推進局 4人 危機管理室 2人

6 議 事

（1）会場の土壌汚染及び粉塵対策について（項目外）

団体要望概要

- ・以前は大阪港湾局や広域環境事業組合が夢洲を管理していたが、現在は会場予定地として協会が管理している。また、協会を管理する立場である万博推進局においても同様だと認識している。（意見のみ）
- ・夢洲は、アスベスト等の有害物質が含まれた土壌によって造成されている。雨が降り、有害物質を含んだ土が乾くと、粉塵になって飛散する恐れがある。粉塵対策について、具体的な内容は検討されているのか。
- ・万博推進局はどのような情報を持っているのか。また、協会宛、要望できるよう取り計らうことは可能か示されたい。以前協会を訪問した際、文書の公開はかかる手続きがないため、実施することはできないと説明を受けた。そのため、粉塵対策について大阪市から協会に質疑されたい。

本市説明概要

- ・対策を実施するのは協会であり、万博推進局では所掌していないため回答できない。
- ・基本的には公になっている情報以外は持っていない。また、協会においても本市と同様要望書を受け付けることはできる。協会に文書で意見を寄せると、文書回答があると伺っている。

（2）会場内外で働く人々の健康管理対策及び安全対策について（項目番号6．①②）

団体要望概要

- ・万博会場で働く人の健康管理、半年ずっとの場合も1～2か月の期間限定の人もいると思うが、期間に関係なく、来場者と同じような健康管理対策が行われるのか。
- ・安全衛生は労基署の仕事ということかもしれないが、大阪市としても連携して監視すべき。(意見のみ)
- ・回答に雇用元の管理とあるが、企業として採用された方や各国パビリオンのスタッフは大阪市として責任を負う者ではないということか。

本市説明概要

- ・市政に関する回答ということで、大阪市職員及び大阪府市等が出展する大阪ヘルスケアパビリオンで働く方々に関して回答している。職員の派遣に関しても、大阪市職員が受けられる安全衛生のレベルが確保されるよう定めている。
- ・協会職員に関しては回答に記載していないが、もともと就業規程にて所定の安全衛生に関する内容が定められている。
- ・企業や各国パビリオンのスタッフについては、それぞれの雇用関係のもとで法令に基づき対応されるものと認識している。

(3) 会場内外で働く人々へのマスク等の支給について (項目番号6. ③)

団体要望概要

- ・工事中は暑いこともあり、関係者がマスクをしていないと思われる。
- ・手指の消毒もそうだが、手を洗う水道は工事中の現状では設置されていないのでは。

本市説明概要

- ・工事関係者についても各契約関係により、法令に基づき適切に労働安全衛生の対応が行われていると認識している。
- ・現状、仮設トイレはあるが、水道など施設詳細の状況はこの場では確認できない。

(4) 会場内外で働く人々の休憩場所、更衣室、空調設備の計画について (項目番号6. ④)

団体要望概要

- ・会場内において、現時点で休憩所等の各施設は整備済みか。
- ・それぞれ建築計画が出ていると思うが、万博協会や各国が適切に設備を整備しているか、万博推進局としても点検してほしい。
- ・休憩という概念について、協会への派遣や出張などにより職員が会場内で働く場合でも、他と同じように45分間確保されているという認識でよいか。

本市説明概要

- ・大阪ヘルスケアパビリオンにおける休憩所等は、会期に向けて現在整備を進めているところ。なお、回答には各国のパビリオンなど、他施設の状況は含んでいない。
- ・各施設については、建築確認手続き等により適切に審査が行われているものと認識している。
- ・会場内で働く職員の休憩時間については、ご質問のとおり45分確保されている。

(5) 会場内診療施設の従事者にかかる予防接種計画について (項目番号6. ⑤)

団体要望概要

- ・本回答にあたって、大阪市として所掌している部分のみへの回答となると理解しているが、本項目等、一部協会で所掌しているとみられる項目についても回答があるが、その理由を示されたい。
- ・協会は、国立感染症研究所発出の大阪・関西万博に向けての感染症リスク評価を踏まえて、予防接種の啓発等を進めるという認識で相違はないか。

本市説明概要

- ・基本的には協会に関することは市政外だが、回答するための情報が協会より公になっている場合は、可能な範囲で回答を作成している。協会は、大阪府・市と別の組織であり、どちらが上位機関であるということもない。
- ・協会は、国立感染症研究所発出の「大阪・関西万博に向けての感染症リスク評価」を踏まえて、予防接種の啓発等を進めると聞いている。

(6) 災害時の避難計画について（項目番号7. ①～③）

団体要望概要

- ・博覧会協会が策定した防災基本計画には、具体的な避難経路の記載がないが、どうなっているのか。
- ・地震は何も津波の対策だけをすればよいというのではなく、浚渫土砂で固めた地盤では液状化対策が必要。会場内の建物はこの対策が不十分と思うが、どう考えているか。
- ・会場内に15万人も滞在するのは無理があると思うが、大丈夫か。

本市説明概要

- ・博覧会協会から9月に防災実施計画を策定・公表済みであるが、詳細な避難経路までは記載されていない。会場内外の「避難」については博覧会協会が、会場等からの「帰宅支援」については危機管理室が検討しているところ。協会においては、屋内の避難場所等となる会場内の建物の建設状況に応じて防災計画を更新するとともに、これを踏まえたマニュアル等の作成を進めていくとのことであり、具体的な避難経路についてはマニュアル等の作成に併せて定められるのではないかとと思われる。
- ・会場内の建物の地震対策については、博覧会協会において対応するものであるため、本市からお答えすることはできないが、危機管理室としては、夢洲に取り残され、帰宅が困難になった方の帰宅支援対策に引き続き尽力してまいりたい。
- ・会場内で一時滞在者を収容しきれない場合の対策として、博覧会協会と協力して、夢洲周辺での一時滞在施設の確保を進めているところ。一時滞在施設とは、災害や事故等により鉄道等の交通機関が運休した場合にはターミナル駅等で帰宅困難になる方が多数発生することから、鉄道等が復旧するまでの間、一時的に滞在していただく施設のこと。咲洲ではATC、舞洲ではアミティ舞洲などと既に協定を締結済みであり、夢洲においても現在建設中の夢洲駅等と協定締結へ向けて調整中である。

(7) 会場内休憩所に設置する石のパーゴラについて（項目外）

団体要望概要

- ・休憩所におけるパーゴラは、吊るされた石だけでも 750 トンの重量があり、非常に危険と見受けられる。協会宛安全性を問うと、設計者に確認するようにとのことだったが、有事の際は、設計者が責任を負うということか。建築にあたり申請を大阪市に出しているはず。安全性は、どこの機関が判断するのか。登ろうと試みる子ども等がいると危険であり、休憩所としてそのような施設はつくるべきでないと考える。
- ・学校単位で招待されているが、会場内で事故等があった際の対応はどうなるのか。

本市説明概要

- ・会場内の建築物については、協会及び各国等の建築物の管理者が建築基準法に基づく申請をしているものと認識している。
- ・会場を管理しているのは協会なので、会場内で事故があった場合は、協会が一義的に対応する。責任の度合については、事案ごとに判断することになると認識している。

(8) 会場における感染症対策について (項目番号 7. ⑦)

団体要望概要

- ・会場基本計画にある感染症対策の総則で、会場内における基本的な感染予防対策の徹底とあるが、具体的に何をするのか。
- ・会場内の感染症対策で、感染の拡大を防ぐため、関係従事者に対し健康管理を励行させるとあるが、感染源・感染ルートの対策が必要ではないか。
- ・次に、来場者及び関係従事者に対して必要な対策と記載されているが、マスクをしてくださいなのか、診療所・救護所にスペースを確保して隔離するというものなのか、全体があまり繋がっていないのではないか。
- ・不安な人は来場を遠慮してくださいとか、コロナのような発熱があれば受診してくださいといった、熱があるなど不安な人へコメントを出すのか、個人判断になるのか。

本市説明概要

- ・感染の予防策としては、手洗い・マスク・うがいを徹底してくださいとなる。
- ・発生動向は医師・獣医師からの届出に基づいており、患者の発生届があれば感染源の調査、疫学調査・施設調査を行うのは行政である。
- ・調査の中で、万博会場へ行っていた、従事者に接触者がいるとなれば健康観察を行うので、保健所から、日頃から関係従事者の状態を把握、健康管理をしてくださいというお願いをしている。
- ・会場の診療所で行える検査も限られるので、その場で発生届が提出されることはあまりないと考えられ、搬送などされた医療機関で検査され発生届が提出されることになる。
- ・診療所・救護所の診察では、発熱・呼吸器症状・発疹など問診していただき、保健所に共有していただくことで早期探知に努めることとしている。
- ・相談があれば医療機関への受診を勧めることになるが、発熱だけをもって行動制限をすることは難しく、発熱のある方は医療機関を受診してくださいという広報を改めて行うことは考えていない。